

議 第 470 号

平成26年12月11日提出

熊本市自動車運送条例を廃止する条例の制定について

熊本市自動車運送条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自動車運送条例を廃止する条例

熊本市自動車運送条例（昭和37年条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

自動車運送事業の廃止に伴い、熊本市自動車運送条例を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。